



入居抽選連続落選者
への対応は
平田 江美子

質 市営住宅の入居抽選で、3年連続落選者に対して市は、4年目に2回・5年目で3回と、当選率を上げるために優先措置を設けている。入居抽選において1回で当たる方もいれば、何回抽選しても外れる方もいる。抽選なので仕方がない部分もあるが、5年間も待って3回の優先順位では、市民感情としていかなるものか、優先基準の緩和を図るべきではないか。

答 市は公平性の観点からも、現行以上の優遇は考えていない。



消防本庁舎の移転・改築に前向きな検討示唆
大村 喬 俊

質 消防本庁舎移転改築は平成6年に基本設計を終え、平成8年は用地取得されているが、その後の財政運営の厳しさを理由に据え置かれてきた。現段階における改築への考えと今後の見通しについて伺いたい。

答 現庁舎は建設から49年が経過。消防体制の効率化や防災活動などの消防機能の充実・強化を図るため、庁舎の建設に向けて検討したい。できれば第2期基本計画（平成23年度～27年度）中に、実施設計・改築に着手したいと考えている。

登別市議会議員政治倫理条例を可決!!

私たち登別市議会議員には、市の重要事項などの議決や、市政の監視・チェック機能に加え、登別市の発展に尽くす責務があります。

その責務を果たすには、市民の皆さんからの大きな信頼が必要であるとともに、私たち議員自らを律する倫理基準を定めることが必要であると考え、『登別市議会議員政治倫理条例』の制定に向けて取り組んでまいりました。

条例制定までには、総務・教育委員会はもとより、全議員による協議、市民との意見交換会や議会フォーラムにおいて、貴重なご意見やご提言をいただきました。それらを積極的に取り入れさせていただき、実効性のある条例として制定することができました。

<条例の特徴>

- 第1条 議員は公職者であり、市民の厳粛な信託を受けたものであることを基本として、市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 議員は、公共の秩序、善良な風俗・習慣に基づいた政治活動を行わなければならない。
- 第3条 議員の地位を利用して行ってはならないこと、議員に対する市民の不当な要求を拒否することなど、議員として守るべき8項目の政治倫理基準を規定。
- 第4条 身分等報告書の提出を義務付け、公人として事前に身分、地位を明らかにすることにより、議員の立場を利用した不正な行為を防止する。
- 第5条 市民としての義務である、国、道、市の税などの納付状況に関する報告を義務付け。
- 第6条 議員がかかわる法人などが行う市との入札行為などにおいては、厳正中立かつ不正を生じさせないための遵守事項を規定。
- 第7条 条例違反行為に対する市民の調査請求権の行使を容易にするため、請求者本人に加えて、賛同者1名以上で請求可能とする。
- 第8条 議員から提出された報告書などの審査は、市長の諮問機関である政治倫理審査会で行う。
- 第9条 議員の逮捕、起訴後には、議員自ら市民への説明会を開くことを義務付け、開催を拒否するなど説明責任を果たさない場合は、市民50人以上の連署による説明会開催の請求を可能とする。
- 第10条 議員の有罪確定後には、自ら議員を辞職する。議員が辞職しない場合は、議会が議員辞職勧告決議案を出す。



政治倫理条例制定に向けて行われた市民との意見交換会（市民会館）

※『登別市議会議員政治倫理条例』は、登別市議会のホームページでご覧いただけます。